明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一）　一

〔告　示〕
○農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（農林水産七二）　三

〔官庁報告〕
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三

〔公　告〕
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　五〇
裁判所
破産、免責、再生関係　五一
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、司法書士名簿登録等関係　八二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八三
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○農林水産省令第一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百四条並びに農業協同組合法第三十条の五第一項、第五十四条の二第三項、第五十四条の三第一項及び第九十七条第十二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十日

農林水産大臣　坂本　哲志